

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目）の実施について

1. 概要（令和4年4月28日付け国事務連絡）

- (1) 開始時期 関係政省令等の改正・施行後（5月下旬予定）
- (2) 接種対象者
 - ① 60歳以上の方
 - ② 18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方（努力義務は適用なし）
- (3) 接種間隔 3回目接種の完了から5か月以上
（2回目から3回目の接種間隔も同様に5か月以上に変更）
- (4) 使用ワクチン ファイザー社製及び武田/モデルナ社製（用量等は3回目と同様）

2. 接種券の発送

- ① 60歳以上の方（対象人口約88,000人、うち3回接種済約72,000人）
 - ・3回目接種からまもなく5か月を経過する対象者に段階的に発送する（月2回）
- ② 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等
 - ・接種希望者からの接種券発行申請に基づき、順次接種券を発送する
 - ・かかりつけ医や入所施設等で引き続き接種を受ける方については、当該医療機関や施設等で取りまとめて発行申請していただけるよう協力を要請する
 - ・個人からの申請は、インターネットやコールセンター等で6月中旬より受付を開始する

◎ 60歳以上の方に対する4回目接種券の発送時期

3回目接種時期	60歳以上	4回目接種開始	接種券発送時期
R3. 12月	500人	5月下旬～	5月下旬
R4. 1月前半	800	6月前半～	〃
後半	1,800	後半～	6月上旬
2月前半	13,200	7月前半～	下旬
後半	15,700	後半～	7月上旬
3月前半	16,900	8月前半～	下旬
後半	12,300	後半～	8月上旬
4月前半	5,700	9月前半～	下旬
後半	2,900	後半～	9月上旬

3. 接種体制

これまでの接種と同じ会場を含め、予約を受け付けている医療機関または集団接種会場で、できる限り早めに接種を受けていただくよう、市民の皆様に向け案内する。

(1) 個別接種（受託医療機関）

- ・関係政省令等の改正・施行後、3回目接種と並行し、医療機関ごとに順次開始いただく（7月より本格化する見込み）

(2) 集団接種（総合保健センター）

- ・4回目接種は、8月初旬からの開始に向け準備を進める

※3回目接種は7月まで継続して実施する予定

以上